

気軽にスポーツしよう!プロジェクト業務委託仕様書

1 目的

本県のスポーツ実施率は全国平均と比較して低調な状況となっており、特に働き盛り・子育て世代の実施率向上が課題となっている。

本業務は、スポーツ活動に費やす時間が特に限られる働き盛り・子育て世代をはじめとした県民のために、全国的に注目を集めている長崎スタジアムシティを活用して、平日の夜間や休日に気軽に取り組める種目でのスポーツ教室及びスポーツイベントを開催し、県民の活動を促進するとともに、県内関係者向けのワークショップを開催することで、県内全域での取組の拡大を促し、本県のスポーツ実施率の向上を図ることを目的とする。

2 履行期間 契約日から令和7年12月19日(金)まで

3 実施場所 長崎スタジアムシティ(長崎市幸町7-1)及びその周辺

4 教室・イベント受講者

(平日教室)

- ・県内に在住、在勤、在学(小学生以上)する者を対象とする
- ・受講者が高校生以下の場合は保護者同伴を原則とする

(休日イベント)

- ・県内に在住、在勤、在学(小学生以上)する者を対象とする
- ・受講者が小学生の場合は保護者同伴を原則とする

(平日・休日共通)

- ・県外在住者も参加可能とするが、参加料を徴収する

5 業務内容

(1) 平日スポーツ教室の開催

ア. 目的

特に働き盛りの世代が、仕事帰り等に気軽にスポーツに取り組むことができるよう、スタジアムシティにおいて軽運動でのスポーツ教室を開催し、成人のスポーツ実施率の向上を図る。

イ. 内容

個人で参加できる軽運動のスポーツ2種類 1回60分程度。

ウ. 定員

各種類1回につき15~20名程度

参加者数目標: 各日30名(実人数)

エ. 開催日

週1回(プロスポーツの試合開催日やその他イベント開催日等を除く)

※期間中に22回程度の開催を予定。

オ.開催場所

長崎スタジアムシティ及びその周辺

カ.参加料

県内在住の参加者は無料、県外在住の参加者は1回につき200円

キ.指導者数

各種目1名程度(該当種目の指導経験を概ね1年以上有する者とする)

ク.スタッフ数

各種目2名程度

(2)休日スポーツイベントの開催

ア.目的

(ア)子育て世代が、休日に子供と一緒に楽しみながらスポーツに取り組むことができるよう、スタジアムシティにおいて遊び中心のスポーツイベントを開催し、成人のスポーツ実施率の向上を図る。

(イ)平日にスポーツに取り組む時間を確保できない人が、休日にリフレッシュできるようなスポーツ教室を開催し、成人のスポーツ実施率の向上を図る。

イ.内容

(ア)親子で一緒に楽しむことができるスポーツ 2種類 1回60分程度(各日3回)

(イ)リフレッシュができるスポーツ 1種類 1回60分程度(各日3回)

ウ.定員

各種類それぞれ1回につき30～50名程度(入れ替え制)

参加者数目標:各日300名(実人数)

エ.開催日

休日のうち、月に1回程度(プロスポーツの試合開催日やその他イベント開催日等を除く)

※期間中に5回程度の開催を予定。

オ.開催場所

長崎スタジアムシティ及びその周辺

カ.参加料

県内在住の参加者は無料、県外在住の参加者は1日あたり500円

キ.指導者数

各種目2名程度（該当種目の指導経験を概ね1年以上有する者とする。）

ク.スタッフ数

各種目4名程度

ケ.その他

（ア）離島地域の親子を毎回、抽選で5組招待することとし、長崎市までの公共交通機関での交通費を補助すること。

（イ）イベント盛り上げのため、著名なスポーツ選手等を招聘すること。

(3) スポーツ教室及びスポーツイベントにかかる共通事項

ア.プログラムの企画

プログラムの企画にあたっては、県及び施設を管理・運営する株式会社リージョナルクリエーション長崎（以下、RC長崎とする。）と十分協議するとともに、施設内のスポーツ関連店舗等を含めた効果的な連携により、参加者が魅力的に感じ、かつ、気軽に参加できるよう配慮した内容とすること。

イ.実施環境の整備

プログラムを確実に実施できるよう、RC長崎と十分協議を行い、事業に必要となる施設（スペース）、設備等を確保のうえ、必要な物品の購入等により環境を整えること。なお、購入した物品については、県に帰属するものとする。

ウ.参加者の募集・受付等

（ア）参加者募集等の広報は、県民に広く周知することができるよう、余裕を持って適切な時期に開始すること。

（イ）開催までの周知期間を考慮し、適切な時期に広報素材を作成すること。

（ウ）広報素材の配布先については、受託者において効果が見込まれる場所を選定し、あらかじめ県と協議のうえ送付すること。

（エ）周知については、県と協議のうえ、長崎県の広報媒体等を使用することが可能である。

（オ）その他、RC長崎と十分連携のうえ、同社が保有する広報ツール（施設内掲出看板、ホームページ、アプリ等）を活用するなど、効果的な情報発信を行うこと。

エ.参加したくなるような環境づくり

（ア）参加者が無償で利用できる更衣及び荷物預かり場所を確保すること。

（イ）より多くの県民が参加したくなるような特典を準備すること。

（ウ）RC長崎及び施設内各店舗との連携を図り、魅力的な取組とすること。

オ. 安全対策

- (ア) 事故等の防止など安全管理には万全を期すこと。また、参加者を対象としたスポーツ安全保険等に参加すること。
- (イ) 一般来場者との衝突などのトラブルを防止するため、カラーコーン等により、仕切りを設けること。
- (ウ) AED について、緊急時に対応できるよう場所の確認等を行うとともに、指導者等は使用方法について熟知しておくこと。また、救急箱を配備し、応急処置・対応を行うこと。
- (エ) 事故・損害等（自然災害を含む）については、第一義的には受託者において対応するものとし、事故等発生時の対応体制、発注者への連絡体制を整備し、あらかじめ発注者へ書面で報告すること。
- (オ) 悪天候や天災等により開催の判断が必要な場合、受託者は県と協議のうえ、実施の可否を判断すること。
- (カ) その他の不可抗力の事態（新型感染症等）が発生した場合は、県の実施可否の判断に従うこと。

カ. 指導者及びスタッフの役割

- (ア) 指導者・実技指導に関すること
スポーツ教室及びスポーツイベント開催中の受講者の管理（安全管理を含む）に関すること
- (イ) スタッフ・受講者対応（受付、出欠確認等）に関すること
 - ・会場設営、物品、備品の準備に関すること
 - ・参加者の荷物の管理に関すること
 - ・参加者への注意事項の周知徹底に関すること
 - ・指導者との連絡調整に関すること
 - ・施設管理者との連絡調整に関すること
 - ・実施状況のわかる写真を撮影すること（事前に参加者に了承を得ること）

キ. 参加料

参加料収入は、本業務実施に係る経費に充当すること。

ク. モニタリング

- (ア) 「安全対策等の実施状況」、「苦情・トラブルに対する対応状況」について記録すること。
- (イ) 受講者の満足度や本事業による効果などを把握するためアンケートを実施すること。
なお、アンケートの実施方法については、県と協議のうえ決定すること。

ケ. 県関係事業への協力

県から、県関係事業のチラシ配布等の協力依頼があった場合は、適宜対応すること。

(4) 県内の生涯スポーツ推進関係者向けワークショップの開催

ア. 目的

県内の生涯スポーツ推進に携わる関係者等を対象としたワークショップを開催し、受講者による各地域での同様の取組を促すことで、県内全域への取組等の拡大を図る。

イ. 内容

本事業の実施状況（成果・課題等）を踏まえ、離島・半島を含む県内各地域で、同様の事業を行ううえでの課題・改善点等についてグループ討議を行い、発表の場を設ける。1回120分程度。

ウ. 定員

1回につき50名程度

エ. 開催日

事業期間中、平日に開催（2回程度の開催を予定）

オ. 開催場所

長崎スタジアムシティ及びその周辺

カ. 参加料

無料

キ. 受講対象者

県と相談のうえ、以下の者（県内の生涯スポーツ推進に携わる関係者）に対して開催案内を行い、可能な限り多くの参加者を募ること。

- ・県内市町の生涯スポーツ推進担当職員
- ・県内市町から委嘱を受けたスポーツ推進委員
- ・県内の総合型地域スポーツクラブの担当者
- ・長崎スタジアムシティ関係者 など

ク. 講師

3名程度

ケ. 運営スタッフ

2名程度

コ. モニタリング

ワークショップ受講者の満足度や今後の各地域での取組に向けての意向や課題などを把握するためアンケートを実施すること。なお、アンケートの実施方法については、県と協議のうえ決定すること。

(5) 業務報告

毎月10日までに前月実施分の実施状況報告書及びモニタリング等の結果を提出すること。
また、本業務がすべて完了した際は、業務完了報告書及び成果物を併せて提出すること。

(6) 経費負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

6 留意事項

- (1) 仕様書に記載のされていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて県と協議し対応するものとする。
- (2) 上記の内容のほか、業務目的を達成する上で効果的であると受託者として考える提案は県へ報告のうえ、幅広く行うこと。

7 納入成果物

受託者は、令和7年12月19日(金)までに、以下の成果物を納入すること。

- (1) 業務に関して作成した全ての成果品データを格納した CD-R (セキュリティチェック後のもの)
2部
- (2) スポーツ教室、スポーツイベント及びワークショップ受講者アンケート結果 (A4判、データ)
- (3) 実施期間中に撮影した写真データ

8 業務体制

- (1) 受託者は、本業務を適切に遂行するための業務運営体制を確保し、実施前に業務にかかるスケジュール・実施体制を示す資料を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行を総括する総括責任者を定め、円滑な事業進行管理に努めること。
- (3) 受託者は、業務遂行にあたり、県の求めに応じて随時、進捗状況の報告を行うこと。
- (4) 受託者は、契約期間を通じて、県と緊密な連携・調整を図り、業務遂行がスムーズに行われるよう配慮すること。
- (5) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、本業務の一部については第三者に委託することができるが、この場合は再々委託までとし、受託者は再(々)委託先及び委託の範囲について書面により県の承認を得なければならない。

9 検収完了要件

すべての業務について、県の確認を完了のうえ、上記に定める成果物をすべて納品し、納入期限までに県が実施する検査に合格しなければならない。

10 支払い条件等

本業務に係る経費は、業務を完了し、検査した後に支払うものとする。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

(2) セキュリティ対策

受託者は、本業務のデータ管理を行うにあたり、「長崎県情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。

(3) 個人情報保護

受託者は、本業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的で利用することはできないこととする。また、本業務終了後も同様とする。

(5) 暴力団の不当介入における通報等

① 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

② 履行期間の延長変更の請求

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に本業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

(6) 立入検査等

県は、本業務の執行適正を期するために必要があるとき、受託者に対して報告させ又は事務所に立ち入り、関係帳簿類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

12 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により本業務が困難となった場合

県は、受託者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合、契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により本業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により本業務の継続が困難となった場合、本業務の継続可否について協議するものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、契約期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

13 その他

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む及びその権利）はすべて県に帰属するものとする。また、県は成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利については書面で許諾を取得するとともに、県に書面で報告すること。また当該費用も見積額及び契約額に含めること。
- (3) また、既存の著作物に関して、県が当該部品等を利用する場合、若しくは外部サーバーにアップロードする場合は、受託者は当該著作物の権利者に対し、二次使用权等の承諾を得ること。
- (4) 本業務の履行場所における事務什器等の事務環境は受託者の負担で用意するものとし、電話等の通信費用及び用紙等の消耗品等についても受託者の負担とする。
- (5) 県は、本業務に必要なデータ及び資料を受託者に提供する。
なお、万が一、紛失、破損等が生じた場合は、すみやかに県に報告するとともに、受託者の責任において対処すること。
- (6) 成果物に重大な誤りがあった場合は、速やかに県へ報告するとともに、受託者において修正、再制作等の必要な処置を講じること。なお、受託者は、責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正記録、担当等を記録しておくこと。
- (7) 本仕様書に記載のない事項または業務上疑義が発生した場合は、県と受託者で双方協議して決定するものとする。ただし、軽微な事項については、県の指示に従うものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正な取得）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（事業所内からの個人情報の持出しの禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（業務に従事している者への周知）

第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

（管理・実施体制）

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

（従事者等に対する教育）

第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

（特記事項の遵守状況の報告）

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

（検査）

第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

（事故報告）

第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（派遣労働者の利用時の措置）

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第17 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（個人情報の取扱いに関する罰則）

第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

（特定個人情報の取扱いに関する罰則）

第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。